

| 受理番号及び<br>受理年月日        | 所 管  | 件 名 及 び 要 旨   | 提出者及び紹介議員  |
|------------------------|------|---|--|
| 25 年－ 16<br>(25. 8.30) | 福祉保健 | <p><b>年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶<b>請願趣旨</b></p> <p>「年金 2.5 %削減法案」（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案）は、昨年末の第 181 臨時国会で可決された。解散含みの慌ただしい雰囲気の中で、衆参合わせてわずか5時間の審議で強行的に採決されたものである。高齢者の切実な願いが、いとも簡単に踏みつけられた思いを消すことができない。</p> <p>同法は、2.5 %削減を実施するだけでなく、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、さらには受給開始年齢のさらなる引き上げにつながるものであり、私たちはどうしても認めることはできない。</p> <p>年金 2.5 %削減の口実とされた「特例措置」は、「現下の社会情勢に鑑み」（特例法）、つまり高齢者の生活と経済へ配慮して行われた措置である。当時と比べて高齢者の生活が豊かになっただろうか。経済の状況は良くなっただろうか。実態はどちらもより深刻になっており、「特例措置」を解消できる理由はない。</p> <p>年金は、その後（2000 年度～ 2012 年度）2.2 %も減額されている。医療・介護保険料は改定のたびに引き上げられ、年金にかかる税金も大幅に引き上げられている。とくに低所得者は、住民税非課税措置の廃止によって、「低所得者」としての配慮措置をはずされた。ひとり暮らし女性高齢者の生活はとりわけ深刻である。年金引き下げは、消費税とも重なり無年金・低年金高齢者の生存を危うくするものである。</p> <p>政府は、年金引き下げの理由として「世代間の格差是正」ということを強調している。しかし、すでに高齢者にとって痛みとなる年金引き下げが行われている上に、「世代間の格差是正」という理由だけで、さらに年金を削ってよいものだろうか。公</p> | <p>全日本年金者組合鳥取県本部<br/>委員長 増 田 修 治<br/>(倉吉市福光 556)</p> <p>(紹介議員)<br/>市 谷 知 子<br/>錦 織 陽 子</p> |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>的年金の最大の使命は「高齢者に、生活の柱になるだけの水準の収入をいかに保証するか」ということにあるのであり、「世代間の格差是正」というのは、その使命を果たした上で論じられるべきことである。</p> <p>年金財政を支える最大の保障は経済成長である。ところが、構造改革のもと、賃金を引き下げ、社会保障を切り下げて国内消費を冷え込ませた結果、日本経済は長期にわたり成長を停めている。消費税を増税した上、1.3兆円もの年金引き下げは、内需をますます冷え込ませる。年金収入の割合が高い地方経済への打撃はとくに大きく、地方自治体の税収は深刻な影響を受ける。</p> <p>「2.5%削減」の実施が目前に迫っている。しかし私たちは、最後まで黙っているわけにはいかない。高齢者の命が、現役世代の将来がかかっているからである。</p> <p><b>▶請願事項</b><br/>下記事項に関する意見書を国に提出されるよう請願する。<br/>1、2013年10月からの年金2.5%削減を中止すること。</p> |  |
|--|--|---|--|